

平成27年7月吉日

## 介護保険制度・費用負担制度の改定について

平成27年8月1日からの変更点

介護老人保健施設 大阪緑ヶ丘

### 【3つの改正点】

- 1 一定以上所得者の、2割負担
- 2 高額介護（予防）サービス費の負担限度額の見直し
- 3 特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件の見直し（補足給付）

#### 1. 一定以上所得者の2割負担

65歳以上で、合計所得金額が160万円以上の人。（単身で、年金収入のみの場合は、280万円以上）

2人以上の世帯で、合計346万円未満の場合は、1割負担。

※ 介護サービスを利用する場合は、介護保険負担割合証を介護保険被保険者証とともに提出。介護保険負担割合証で負担割合を確認。

#### 2. 高額介護（予防）サービス費の支給要件の見直し

現役並み所得に相当する人がいる場合の上限が、44,400円に引き上げられる。

区分	負担額の上限（月額）
現役並み所得者に相当する人がいる世帯の人（※）	44,400円（世帯）
世帯内の誰かが市町村民税を課税されている人	37,200円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない人	24,600円（世帯）
老齢福祉年金を受給している人	24,600円（世帯）
	前年合計所得金額と、公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の人等
生活保護を受給している人等	15,000円（個人）

※ 同一世帯内に課税所得 145万円以上の65歳以上の人が居る場合に対象になる。（ただし、1人の場合：その人の収入額 383万円未満、2人以上の場合：合計520万円未満であれば、あらかじめ市区町村に申請し、37,200円の上限になる。）

#### 3. 特養の多床室に入所する市区町村民税課税世帯の人等の部屋代負担

新たに、室料相当を負担していただきます。（課税世帯等）

低所得の人の居住費の基準額（基準費用額）は、1日あたり370円から、840円に変更になる。（非課税該当、もしくは食費、部屋代の負担軽減を受けている人は対象外）

具体的には、各施設との契約で部屋代が決まるので、各施設にお問い合わせください。

#### 4. 食費、部屋代の負担軽減の基準の改定（補足給付）

介護保険3施設、短期入所を利用する低所得の人の負担軽減の追加。

一定以上の預貯金等の資産を持つ人の自己負担の見直し。（資産要件の追加）

【補足給付の対象外】

1 配偶者が市区町村民税を課税されているかどうか確認し、課税の場合には負担軽減の対象外とする。
2 預貯金等の金額を確認し、次の基準額を超える場合は、負担軽減の対象外とする。 (1) 配偶者がいる人 : 合計2,000万円 (2) 配偶者が居ない人 : 1,000万円

#### 5. 預貯金等に含まれるもの

預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象)	確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手が容易なものは添付を求めます)
預貯金（普通、定期）	通帳の写し
有価証券（株式、国債、地方債、社債等）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀（積立購入を含む）など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	自己申告

※ 預貯金等及び配偶者の所得は、市区町村窓口への申告が必要。

※ 市区町村は、必要に応じて銀行等に口座情報の照会を行います。

※ 不正に負担軽減を受けた場合、それまでに受けた負担軽減額に加え、最大2倍の加算金の納付を求められることがあります。（負担軽減額とあわせ最大3倍）

#### 6. 基準費用額、負担限度額、補足給付額（老健・多床室で作成）

（介護予防も同額）

（単位：円/日）

負担区分	滞在費・基準費用額	負担限度額	補足給付	食費・基準費用額	負担限度額	補足給付
第1段階	370	0	370	1,380	300	1,080
第2段階		370	0		390	990
第3段階		370	0		650	730

※ 詳細は、担当介護支援専門員、支援相談員にお尋ねください。